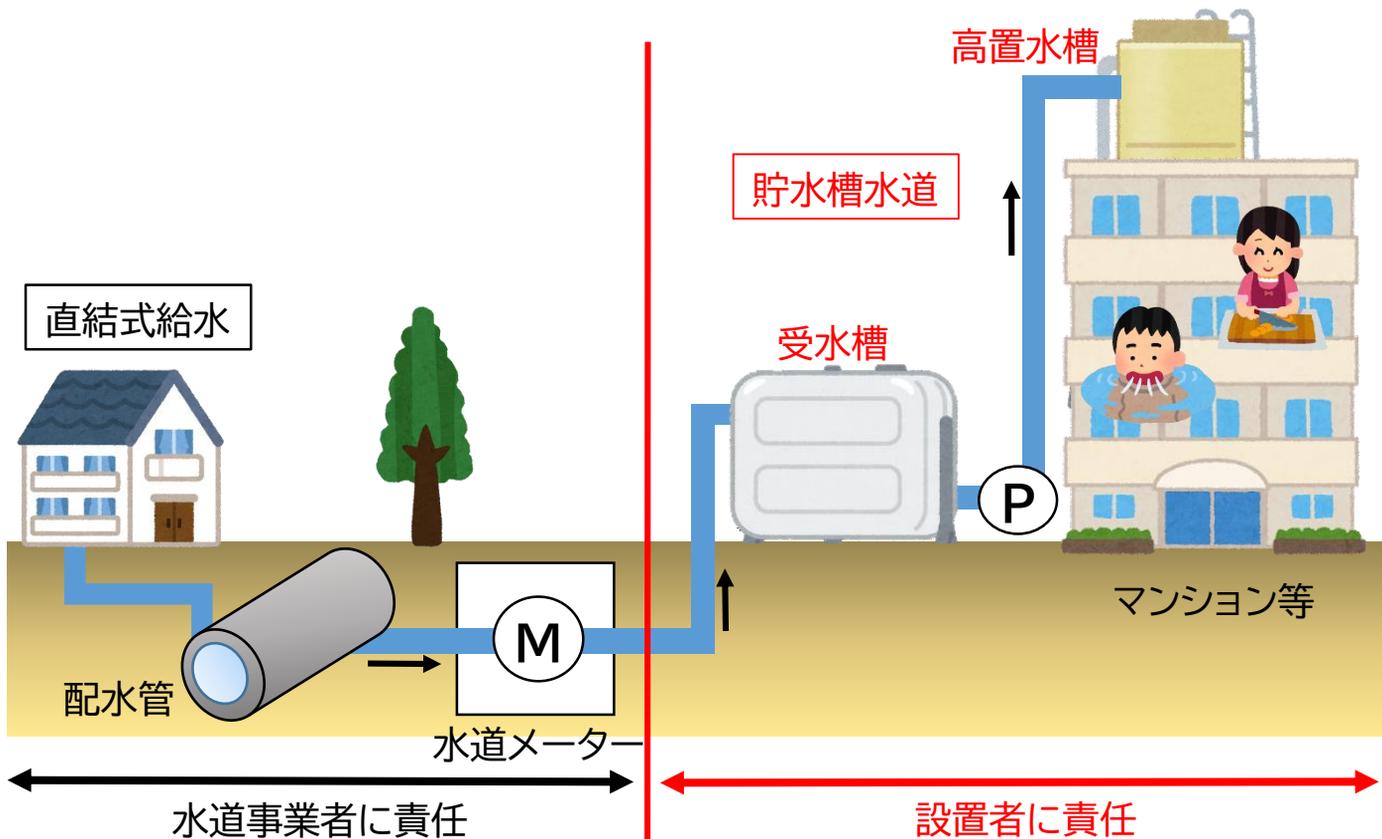


貯水槽水道とは

ビルやマンション等の大きな建物では、高いところに水を送るため、水道管を経由して来た水道水をいったん受水槽や高置水槽に貯めてから、ポンプで給水しているところがあります。このような方式の水道を「貯水槽水道」と呼んでいます。



貯水槽水道の利用者は水道水を直接使用するのではなく、いったん貯水槽に受けた後に料理や飲み水等に使用しているため、受水槽以降の水はその設置者が責任をもって管理しなければなりません。

貯水槽水道は、大きさによって2つに分類されます

簡易専用水道
受水槽の有効容量が
10m³ を超えるもの

水道法で適正な管理が義務付けられています
(水道法第34条の2)

小規模貯水槽水道
受水槽の有効容量が
10m³ 以下のもの

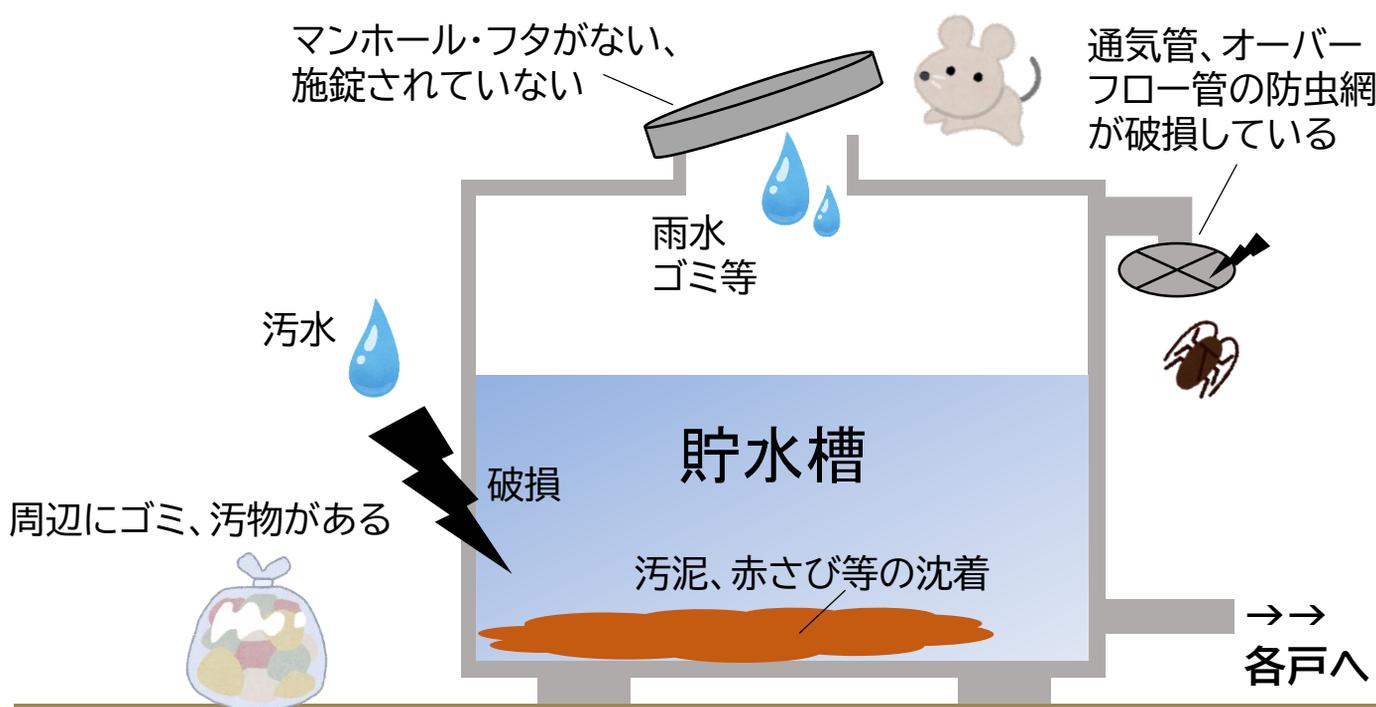
簡易専用水道に準じた管理に努めるよう定めています
(「滋賀県飲用井戸等衛生対策要領」による)

安全と健康を守るために

適切に管理されていない貯水槽は水が汚染される原因になり、異常な味やにおい、感染症などを引き起こす可能性があります。

受水槽や高置水槽は点検口やオーバーフロー管などが常に外気と触れています。そのため、フタがきちんと閉まっていなかったり、オーバーフロー管先端の防虫網が破損していると雨水や虫などが入り込んで水が汚染される原因になります。

水質事故の原因



- 貯水槽水道は、設置者が清掃・点検など、衛生管理を行わなければなりません。
- 常に清潔にし、誰もが安心して水を飲める水を守るために、あなたの管理が必要です。

貯水槽水道の衛生管理について

簡易専用水道については、水道法で定められた管理を行う義務があります。小規模貯水槽水道についても、これに準じた管理に努めてください。

年に1回以上、定期検査を受けてください

- 厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道検査機関に依頼して、定期検査を受けてください。登録検査機関は、厚生労働省のホームページに掲載されています。
- 検査を怠った設置者には、罰則が適用されることがあります。
- 検査の結果、特に衛生上問題がある場合には、設置者自ら管轄の市や町にそのことを報告し、速やかに対策しなければなりません。



年に1回以上、定期的に清掃しましょう

- 定期的に清掃し、いつも清潔な状態を保つようにしてください。
- 貯水槽の清掃には専門的な知識、技能が必要です。自分で行うのではなく、専門の清掃業者に依頼するようにしましょう。



日常的な点検・水質検査をしてください

- 水の汚染を防ぎ、安全を確認しましょう

透明なガラス
コップで！



施設の点検・整備

- ✓ 水槽周囲は清潔か
- ✓ 水槽の破損・亀裂はないか
- ✓ マンホールの密閉・施錠
- ✓ 水槽内部の状態

簡易な水質検査

- ✓ 水の色は無色透明か
- ✓ 塩素臭以外の異臭はないか
- ✓ 異常な味がしないか
- ✓ 残留塩素が低すぎないか

貯水槽水道の衛生管理について

水に異常を感じたらすぐに知らせてください



- 人の健康を害するおそれがあるときは、すぐに給水を停止し、その水の使用が危険であることを関係者(利用者、所管の保健所や市町等)に知らせてください。

届出が必要です



- 設置するとき
- 廃止したとき
- 変更があるとき



下記の窓口へ届出を行ってください

お問い合わせ先

所管区域	担当課	電話番号
大津市	大津市保健所 衛生課	077-522-7372
彦根市	上下水道部 上水道工務課	0749-22-2648
長浜市	市民生活部 環境保全課	0749-65-6513
近江八幡市	水道事業所 上下水道課	0748-36-1661
草津市	上下水道部 給排水課	077-561-2443
守山市	上下水道事業所 施設工務課	077-582-1128
栗東市	上下水道事業所 上下水道課	077-551-0123
甲賀市	上下水道部 上水道課	0748-69-2226
野洲市	みず事業所 上下水道課	077-589-6433
湖南市	上下水道事業所 上下水道課	0748-71-2366
高島市	都市整備部 上下水道課	0740-25-8573
東近江市	水道部 水道課	0748-22-2061
米原市	まち整備部 上下水道課	0749-53-5173
日野町	上下水道課	0748-52-6576
竜王町	上下水道課	0748-58-3708
愛荘町	くらし安全環境課	0749-42-7699
豊郷町	上下水道課	0749-35-8123
甲良町	建設水道課	0749-38-3311
多賀町	地域整備課	0749-48-8124